

設備投資をお考えの中小企業の皆様には「大きなチャンス！」です。

中小企業等経営強化法に加え、新たに成立した「生産性向上特別措置法」に基づき生産性を高める設備を取得した場合、固定資産税の特例(3年間、全額免除～1/2の間で市町村の定める割合に軽減)等を受けることができます。

	適用期間	税制措置
中小企業等 経営強化法	2017/4/1～ 2019/3/31	「固定資産税の特例」：固定資産税を3年間、1/2に軽減。 「中小企業経営強化税制」：固定資産税の即時償却等。 ※いずれも「経営力向上計画」の認定が必要。
生産性向上 特別措置法	2018/6/6～ 2021/3/31	「固定資産税の特例」：固定資産税を3年間、全額免除～1/2に軽減（市町村が定める割合）。 ※「先端設備等導入計画」の認定が必要。

【対象機種】

NTD-300、NTD-300F、NTD-165、NTD-165F

NUS-300 II

BOON-360SP、BOON-360SP II、BOON-360EC II、BOON-360EV

NS-300 II

NAS-350

PR-360

※上記以外の機種については販売店又は弊社 WEB サイトのトップページ「お問い合わせ」からお問い合わせください。

【注意】

- ・当該税制の適用を受けるには他にも満たすべき要件があり、適用するかどうかの最終判断は管轄税務署が行います。詳しくは管轄税務署にお問い合わせください。
- ・「中小企業等経営強化法」「生産性向上特別措置法」の制度の詳細は中小企業庁の WEB サイトにてご確認ください。
 中小企業等経営強化法→<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
 生産性向上特別措置法→<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
- ・「生産性向上特別措置法」については、新たに導入する設備が所在する市区町村が「導入促進基本計画」を策定している必要がありますので、設備を取得する前に必ず当該市区町村にお問い合わせください。
- ・「中小企業等経営強化法」の「固定資産税の特例」と「生産性向上特別措置法」と「固定資産税の特例」を同一の設備に対して重複適用することはできません。